

No 387

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象	
事務事業名	平和都市の推進 <span style="float: right;">開始年度 昭和 60 年度</span>
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長
基本政策	-
政策名	(29) 参画と協働により互いの顔が見える区政運営を推進する
施策名	⑤ 平和を尊重する文化を世界に発信

事業概要	
事業の目的	戦争の悲惨さや平和の尊さを強く訴えるとともに、次世代へ平和を願う想いを継承していきます。また、港区平和都市宣言をふまえ、国際平和都市としての役割を世界へ発信していきます。
事業の対象	区民等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月下旬から8月上旬にかけて実施する「平和展」は、区民等へ戦争・核兵器の悲惨な記憶を伝え続けるための重要な事業です。東京都や沖縄県、広島市及び長崎市等から借用した資料やパネルのほか、港区における戦争の記録等を展示し、多様な内容を伝えます。</li> <li>・「平和のつどい」は、幅広い世代の区民が平和について考えるきっかけとなる区民参加型のイベントです。コンサート等各種ステージイベントの他、港区平和青年団による活動報告会を同時開催します。</li> <li>・「巡回平和メッセージ展」では、次世代を担う子ども達に、より身近な環境である学校で平和の尊さについて考える機会を提供します。10月から12月にかけて区立小学校5校程度を巡回し、著名人からの「平和メッセージ」や「港区平和都市宣言」のパネル等を展示し、平和関連図書コーナーを設置します。</li> </ul>
根拠法令	港区平和都市宣言

事業の成果												
指標	指標1	平和展アンケート回収数(枚)			指標2	平和のつどい来場者数(人)			指標3	巡回平和メッセージアンケート「平和に興味を持った」回答割合(%)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	200	250	125.0%	平成27年度	200	157	78.5%	平成27年度	90	82	91.6%
平成28年度	200	177	88.5%	平成28年度	200	70	35.0%	平成28年度	90	86	95.6%	
平成29年度	200	-	-	平成29年度	200	-	-	平成29年度	100	-	-	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成27年度は、「港区平和都市宣言30周年事業」として実施したこともあり、平成28年度の達成率が減少していますが、「平和展」及び「平和のつどい」の来場者からは、「平和を守り続けるためにも、このような取組は大切」、「子どもも戦争の写真を真剣に見ていた」等の声が寄せられ、区民にとって平和について改めて考える大切な機会となっています。</p> <p>「巡回平和メッセージ展」においては、平和に興味を持つ児童の割合は増加しています。平和に関する授業を併せて実施している学校もありました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,446	9,446	0	0	0	0	526	0	9,972	9,342	94%
平成28年度	8,441	8,441	0	0	0	0	400	0	8,841	7,750	88%
平成29年度	8,678	8,678	0	0	0	0	-	-	-	-	-
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	作成した平和啓発パネル等で使用可能なものは、再利用して展示しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	平和への想いを風化させないよう、継続して毎年実施することが求められています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他の自治体においても類似事業が多数実施されています。
区関与の必要性(実施する必要性)	区は、恒久平和を目指し、平和の尊さを伝えていく役割を担っていることから、平和事業を実施していくことは、大いに意義があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	戦争等の記憶を風化させず後世に伝え、平和を構築していくことは重要であり、今後とも各事業を続けていく必要があります。戦争体験者が年々少なくなり、ほとんどの世代で戦争の記憶がない現状において、多くの人々が平和であることの大切さを実感することは難しく、特に若い人に関心を持ってもらうことが課題です。港区平和都市宣言30周年事業を通して得られた平和への強い願いを引き継ぎ、さらに多くの若い世代が興味や関心を持てる事業内容を引き続き検討・実施します。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	昨年度、子ども向けのパネル展示や、平和に関する紙芝居を実施する等、若年層への平和啓発を重点的に行いました。次年度も引き続き、若い世代に平和の尊さや核兵器の悲惨さについて関心を持ってもらうため、展示内容やプログラムを工夫します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	平和都市宣言をした自治体として、区民等に対して平和への想いを醸成していくことは重要な役割です。
② 効果性	4	アンケート結果から「平和を守り続けるためにも、このような取組は大切」「子どもも戦争の写真を見ている」との声が寄せられ、平和に興味を持った子どもの割合が増加する等、区民にとって平和について改めて考える大切な機会となっています。
③ 効率性	4	「平和のつどい」については、平和コンサートと平和青年団の報告会を同時開催する等、経費縮小を図りながら、妥当かつ効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p>	
<p>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>	<p>戦後70年が経過し、今後はより一層戦争体験者の声を聴くことが難しくなると予想される中、国際社会においては紛争やテロ行為は絶えることなく発生しています。このような現状を踏まえ、戦争・核兵器の悲惨さを、より多くの区民に知ってもらい、平和の尊さを認識してもらえよう啓発を継続していくことが重要です。今後も幅広い世代の区民に対し「平和の大切さを考えるきっかけ」となる各種事業を効果的に実施していきます。</p>

No 388

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	平和青年団派遣	開始年度	昭和 61 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係		
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	-		
政策名	(29) 参画と協働により互いの顔が見える区政運営を推進する		
施策名	⑤ 平和を尊重する文化を世界に発信		

事業概要	
事業の目的	次世代を担う高校生世代を対象に、長崎派遣研修を中心とした平和学習を通して、戦争や核兵器の悲惨さを学び、平和への意識の醸成を図ります。また、活動報告会を開催し、団員及び区民等が平和の大切さを改めて考える契機とします。
事業の対象	区内在住、在勤、在学の高校生世代
事業の概要	<p>■実施時期：6月～12月</p> <p>■実施内容</p> <p>(1) 事前研修：戦争体験者との交流及びフィールドワーク（都内平和関連施設）等（5回）</p> <p>(2) 長崎派遣研修：高校生平和大使との交流・青少年ピースフォーラム参加・平和祈念式典参列・フィールドワーク（長崎市）（2泊3日）</p> <p>(3) 事後活動：「平和のつどい」において平和祈念コンサートと併せて活動報告会を実施、「みなと区民まつり」において平和啓発活動を実施、活動報告書の作成</p> <p>■費用：長崎派遣研修における費用（派遣時の自主研修に係る費用は除く）は区が負担</p> <p>■申込み：4月に広報みなと等で公募し、選考を実施の上、8人を選出します。</p>
根拠法令	港区平和都市宣言

事業の成果												
指標	指標1	平和青年団応募者数（人）			指標2	活動報告会来場者数（人）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	8	7	87.5%	平成27年度	200	157	78.5%	平成27年度			
平成28年度	8	8	100.0%	平成28年度	200	70	35.0%	平成28年度				
平成29年度	8	-	-	平成29年度	200	-	-	平成29年度		-	-	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>団員の応募が8人ありました。なお、申込後に、1人が辞退しました。</p> <p>平成27年度は、「港区平和都市宣言30周年事業」として実施したこともあり、平成28年度の達成率が減少していますが、「活動報告会」の来場者からは、「平和を守り続けるためにも、このような取組は大切」、「子どもも戦争の写真を真剣に見ていた」等の声が寄せられ、区民にとって平和について改めて考える大切な機会となっています。</p> <p>活動報告書を作成し、区内中学校(10校)・高等学校(18校)及び東京都・他区関係機関に送付しています。活動の様子をパネル化し、平和展や区民まつりにおいて展示することで、区民等へ広く周知し、平和を考える機会を設けています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,435	1,435	0	0	0	0	130	0	1,565	1,531	98%
平成28年度	1,648	1,648	0	0	0	0	0	0	1,648	1,454	88%
平成29年度	1,605	1,605	0	0	0	0	-	-	-	-	-
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成25年度から、活動報告会を「平和のつどい」と併せて実施し、コストを削減しました。パネルを活用した活動報告や事業周知については、今後も手法の検討・工夫の余地があります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	戦争体験者が年々少なくなる中、団員からは「教科書だけではわからなかったことを学べた」、「港区の高校生代表として、学んだことを語り継ぎたい」といった声が多く寄せられています。このような若者の意識醸成は、戦争の記憶を風化させないために、今後も需要・必要性が高まっていくことが見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他の自治体においても、類似事業が多数実施されています。一例として、千代田区では平和使節団として、沖縄、長崎及び広島へ区民の派遣を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区は、恒久平和を目指し、平和の尊さを伝えていく役割を担っていることから、平和事業を実施していくことは、大いに意義があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	団員の応募者数及び活動報告会の来場者数が少ないことが課題です。応募者数の増加にあたっては、各種広報媒体で周知・募集するほか、関係機関へ募集依頼を行う必要があります。活動報告会については、来場者の増加に向けて、引き続き平和コンサート等のイベントと併せて実施するなど、効果的な周知により区民の平和への関心を高めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	団員募集については、早い段階で事業の年間スケジュールを確定させ、区内高等学校や過去の団員の出身高等学校等の応募が見込める団体へ早期の周知を行い、応募者の増加に努めます。また、活動報告会についても、引き続き平和コンサート等のイベントと併せて実施し、区民の関心を惹くような内容を検討するとともに、効果的な周知・啓発方法を検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	平和都市宣言をした自治体として、区民に平和への想いを醸成していくことは重要な役割です。また、長崎派遣を通して、若い世代が平和について主体的に学ぶ機会を設け、区民に還元していくことは大いに必要です。
② 効果性	4	アンケート結果から「平和を守り続けるためにも、このような取組は大切」、「戦争体験を語り継ぐ若者が増えていくのは重要なこと」等の声が寄せられるなど、区民にとって平和について改めて考える大切な機会となっています。
③ 効率性	4	活動報告会については、平和のつどいと併せて開催する等、効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>高校生世代の若者に、戦争・核兵器の悲惨さを学び、平和の尊さを考える機会を提供することは非常に重要であり、区が実施することに大きな意義があります。</p> <p>来年度以降も引き続き、周知方法の改善・工夫に取り組みながら、高校生世代の若者及び区民等に平和についての意識醸成の機会を提供し、平和の尊さを発信していく必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>
-------------------------	--

No 389

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	人権尊重・啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係		
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	-		
政策名	(29) 参画と協働により互いの顔が見える区政運営を推進する		
施策名	⑥ 人権を尊重する社会の実現		

事業概要	
事業の目的	性別、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての人が平等に大切にされる人権尊重社会の確立をめざし、人権尊重意識の啓発を図ります。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者、企業等
事業の概要	<p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「講演と映画のつどい」の実施 ※手話通訳（映画は字幕）、一時保育あり 【内容】憲法週間(5月)・人権週間(12月)にあわせて、講演・映画の2部形式のつどいを開催</li> <li>●人権啓発冊子の発行（内容は人権全般） ○企業向け人権啓発冊子「企業と人権」 ○子ども向け人権啓発冊子「大切なこと」</li> <li>●パネル展の実施（内容は人権全般）</li> <li>●人権擁護委員との協力 ○人権週間における街頭啓発活動【内容】12月に街頭（区内1～2か所）で啓発物品を配布 ○小中学生への人権啓発【内容】人権の花運動（花の種子等を配付し、子どもたちが協力しあって育て、いのちの大切さ等を学ぶ）ほか</li> </ul>
根拠法令	港区基本計画

事業の成果												
指標	指標1	憲法週間記念「講演と映画のつどい」参加者数			指標2	人権週間記念「講演と映画のつどい」参加者数			指標3	子ども向け人権啓発冊子「大切なこと」配布数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	400	170	42.5%	平成27年度	250	169	67.6%	平成27年度	2,000	1,800	90.0%
	平成28年度	250	317	126.8%	平成28年度	250	166	66.4%	平成28年度	2,000	1,800	90.0%
	平成29年度	250	195	—	平成29年度	250	—	—	平成29年度	2,000	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>「憲法のつどい」では、増岡弘氏(声優)を講師に、他人と良い関係を築く「言葉」の使い方等についてお話しいただき、映画は「海街diary」を上映しました。参加者数は195人と昨年度を下回りましたが、アンケートでは、「身近な関係から人権問題を考えることができた」等大きな反響がありました。</p> <p>「人権のつどい」では、IVAN氏(ファッションモデル・タレント)を講師に、セクシャルマイノリティとしての経験をお話しいただき、映画は「パレードへようこそ」を上映しました。「LGBTについて考えるきっかけになった」等多くのご意見がありました。</p> <p>「大切なこと」は、区立小学校5年生の全児童/教員へ配付し、各校において人権教育の教材として活用されました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,970	4,375	0	1,595	0	0	-310	0	5,660	4,767	84%
平成28年度	6,742	5,381	0	1,361	0	0	-15	0	6,727	5,498	82%
平成29年度	7,850	5,941	0	1,909	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成29年度予算については、「第24回 平成29年度子どもたちの人権メッセージ発表会」の会場が港区のため、事業実施のための経費を上乗せしています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	「講演と映画のつどい」にかかる経費のうち、講師謝礼は、人選等により金額に幅があります。人権啓発活動全体に対しては、都の補助金を得ています（平成28年度補助金額 1,416,120円）。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	講演参加者のアンケート結果は、「楽しみながら人権について考えることができた」、「改めて差別はいけないと感じられた」等のご意見が多くあり、区民ニーズがあることが伺えます。事業を取り巻く環境としても、人権関連の法律が次々に施行される等、人権尊重の啓発について需要が高まっています。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	同様の事業が各自治体において実施されています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	すべての人が平等に大切にされる人権尊重社会の確立を目的とする、本事業の性質上、区が実施するのが妥当です。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	来場者の年齢層は、50代以上の割合が高い状況です（過去3年の「憲法」「人権」の各つどいでは、参加者上位は50代～70代で、来場者全体に対する合計割合が約70%）。また、安定した来場者数でないことから、引き続き広く周知を図り、幅広い世代の区民等が参加しやすいことや、来場意欲を喚起させるプログラム企画について検討する必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	取扱うテーマに偏りがないよう配慮しつつ、社会情勢を捉えた内容でのプログラム企画ができるよう、情報収集に努めていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	人権尊重意識を高めるには継続した啓発が必要です。また、近年の人権関連の法整備や、事業参加者からのアンケートから事業の継続を望む声を多くいただいていることから、十分に必要性があります。
② 効果性	4	参加実績が増加しており、アンケートでは参加者の半数以上が「初めて参加した」と回答しています。また、「満足 of いく内容であった」との回答が81%と高いことから、幅広い区民等への人権啓発について効果があります。
③ 効率性	4	「講演と映画のつどい」、「子ども向け・企業向け啓発冊子の作成」、「パネル展の実施」、「人権擁護委員との協力」など、対象に合わせてさまざまな手法で効率の良い啓発を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>本事業は、すべての人が平等に大切にされる人権尊重社会の確立をめざすための取組の一環として行っており、目的達成のためには継続した啓発の取組が重要です。引き続き、幅広い年代及び多くの区民等に対し、いかに人権意識の高揚を図るか創意工夫・検討していきます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

No 390

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	男女平等参画推進	開始年度	平成 16 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係		
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	-		
政策名	(29) 参画と協働により互いの顔が見える区政運営を推進する		
施策名	⑦ 性別にとらわれず自分らしく生きる男女平等参画社会の実現		

事業概要	
事業の目的	あらゆる人が性別にかかわらず、仕事、家庭生活、地域社会など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、豊かな人生を送るために、性別による差別や制限のない男女平等参画社会を実現させることが区の責務です。すべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きるためには、あらゆる場で、一人ひとりがその能力と個性を發揮できる男女平等参画社会を実現することを目指します。
事業の対象	港区在住、在勤、在学者、企業等
事業の概要	<p>すべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることでできる男女平等参画社会を実現する固い決意をこめ、平成16年に港区男女平等参画条例を制定しました。条例に基づき平成27年3月に策定した「第3次港区男女平等参画行動計画一広げよう男女平等一(平成27年度～32年度)」により、家庭や社会の慣行における男女平等参画や配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶など様々な課題を解決し、諸施策を推進しています。</p> <p>また、条例に基づき設置する港区男女平等参画推進会議では、行動計画や男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申を行います。</p> <p>そのほか、男女共同参画週間(6月)及び女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)に合わせてパネル展を実施します。</p>
根拠法令	男女共同参画社会基本法、港区男女平等参画条例、港区男女平等参画行動計画

事業の成果												
指標	指標1	行動計画における事業評価(責任項目)の「達成」の比率			指標2	審議会等委員の女性委員比率(%)			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	30	17	56.7%	平成27年度	38	32	84.2%	平成27年度			
	平成28年度	30	23	76.7%	平成28年度	38	35	92.1%	平成28年度			
	平成29年度	30	-	-	平成29年度	38	-	-	平成29年度		-	-
成果の概要 (指標の説明等)	<p>・平成28年度は港区が重点的に推進していく8つの責任項目に属する全30事業のうち23事業が「達成」の評価をいただきました。その結果を生かし、改善に努め、港区の男女平等参画を推進していきます。</p> <p>・審議会等委員の女性委員比率については、改選時にできるだけ多くの女性委員の登用を促しました。平成28年度は審議会等の女性の参加状況調査において、より詳細に状況を把握するため、委員の構成、内訳のほか、女性委員が38%未満の場合は理由・改善(工夫)点の記入を依頼しました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,400	5,400	0	0	0	0	-107	0	5,293	4,236	80%
平成28年度	5,079	5,079	0	0	0	0	0	0	5,079	3,866	76%
平成29年度	6,839	6,839	0	0	0	0	-	-	-	-	-
予算・決算に関する特記事項	平成29年度の予算については港区男女平等参画条例パンフレット(日本語・英語・中国語・韓国語)等を刷新するため、増額しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	パネル展についてのパネルの作成に当たっては複数年使用できるようデザインや内容を工夫して作成しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	平成28年版男女共同参画白書によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成の人が44.6%、また第一子出産後に離職する女性割合は43.9%と、依然として男女の固定的な役割分担意識や慣行など多くの課題が残されています。WLBの実現のためには、女性の活躍と合わせて、男性が女性とともに家庭・地域生活に参加することが自然な社会でなければなりません。引き続き、男女平等参画社会の実現に向けた取組が求められています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	東京都、他区市町村においても行動計画を定め、男女平等参画施策を推進しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	男女共同参画社会基本法第14条第3項において、「市町村は、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(「市町村男女共同参画計画」)を定めるように努めなければならない。」と規定されており、港区男女平等参画行動計画計上事業は、区として確実に実施していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成28年4月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の全面施行を受け、第3次港区男女平等参画行動計画に基づく事業実施が女性活躍推進法の視点を踏まえて確実に実行されているか検証し進めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	平成28年4月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る「女性活躍推進法」が、平成29年1月には、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を図る「改正育児・介護休業法」が施行されています。今後も国の動向を注視し、行動計画を推進していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	港区男女平等参画行動計画計上事業は、区として確実に実施する必要があります。
② 効果性	5	女性活躍推進法について、パネル展を活用し広く周知を図りました。また、港区男女平等参画推進会議において、議論を重ね、行動計画計上事業における女性活躍推進法の基本方針に該当する事業を的確にマッチングさせ、女性参画の拡大を効果的に推進しています。
③ 効率性	4	より多くの区民の方が参加できるようにパネル展は土・日曜日にも開催し、港区男女平等参画推進会議は効率よく進めるために二つの分科会で審議をしました。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充    ● 継続    ○ 改善    ○ 廃止    ○ 統合
------	--------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	平成29年度は女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、第3次港区男女平等参画行動計画一広げよう男女平等一(平成27年度～32年度)の平成28年度実績評価を男女平等参画推進会議で審議します。その結果を踏まえ、第3次港区男女平等参画行動計画の事業展開に生かしていきます。しかしながらこれまでと同じように取り組みを実施すれば十分であるとは限りません。各所管課との連携を強化し、これまで以上に時宜を得た効果的な取り組みを行います。施策の実施に対する事業評価については、区長の諮問に対し、男女平等参画推進会議が第三者の立場で取り組みを検証します。また、審議会等委員の女性委員比率は前年度より3ポイント増加していますが、目標値には達していません。引き続き、区の政策・方針決定過程に性別にかかわらず参加できるようにするため、女性委員数の増加及び女性委員がいない審議会等の減少を図っていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	